附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年11月8日現在)

	担	当部課名	北海道総務部人事局人事課		内線	22-175	5
<u>'</u>							
附属機関等の名称 北海道特別職報酬等審議会							
「附属機関」、「懇談会」の別				附属機関			
設置年月日	昭和40年12月15日						
設置根拠	北海道特別職報酬等審議会条例						
設置目的	<目	的>					
	〈 所:	掌事項、議題	議会の議員の議員報酬等並特別職職員の給与等に関する第11号までに掲げる特別職の属機関として、設置。 第11号までに掲げる特別職の属機関として、設置。 第3 審議会は、知事の諮問に応じ、(1)議会の議員の議員報酬及び(2)知事、副知事及び北海道教関すること。 (3)北海道特別職職員の給与領の職員のうち常勤の委員の給与領別職の職員のうち非勤の委員の給与領別職職員の給与領別職の職員のうち非常勤の委員の給	条例(昭和31年北海道条例)職員の給料及び報酬等の公 、次に掲げる事項を調査審 が期末手当に関すること。 改育委員会教育長の給料並で 等に関する条例第1条第35 料及び期末手当に関するこ 等に関する条例第1条第15	列第64号) 公正を確保す 議する。 びに期末手 号及び第7号 と。	第1条第1号 「るため、知 当及び退職手 号に掲げる特	計から事の附当に 別職
委員構成	1 委員(構成員)数		Ž	10名 【定 数	数:	10名】	
	(うち女性委員)			4名			
	(うち公募委員)			O名 【公募	[枠:	O名】	
	Į	見在委員を委	嘱していない場合はその理由	()
	2 部会等の設置状況						
			名称	委員数(うち女性委員)			
			なし				
				1	I		

会議の公開

状況

公開